

あったか愛媛NPO応援基金団体登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛媛県特定非営利活動促進基金条例(平成20年愛媛県条例第12号)第7条の規定に基づき、愛媛県特定非営利活動促進基金(愛称を「あったか愛媛NPO応援基金」という。)の事業対象として、あらかじめ知事が登録する団体(以下「登録団体」という。)の要件、登録手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録団体の要件)

第2条 知事に対し登録を申請することができる団体は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)に定める特定非営利活動法人で、次のいずれにも該当する団体とする。ただし、法10条第2項に定める設立認証手続き中の団体を含むものとする。

- (1) 主たる事務所の所在地が愛媛県内であること。
- (2) 活動を行う区域が主として愛媛県内であること。
- (3) 継続して1事業年度以上の活動実績(法人格取得前の活動期間を含む。)があること。
- (4) 法第2条第2項第2号に規定する宗教活動、政治活動等を行っていないこと。
- (5) 法第12条第1項第3号イ及びロに規定する暴力団及びその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (6) 法第28条第1項の事業報告書等を適正に作成し、所轄庁に提出していること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- (8) 第10条第1項第2号から第4号の規定により登録を抹消された日から2年を経過しない団体でないこと。

(登録の申請)

第3条 登録を申請する団体は、あったか愛媛NPO応援基金団体登録申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(登録の決定)

第4条 知事は、前条又は第7条の申請を受理したときは、別に定める団体登録に関する審査基準に基づき審査を行い、その団体の登録の適否を決定しなければならない。

(決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定により登録の適否を決定したときは、あったか愛媛NPO応援基金団体登録審査結果通知書(様式第2号)により当該団体に通知するものとする。

(登録の期間)

第6条 登録の期間は、前条の規定による登録の日から登録の日の属する県の会計年度の翌々事業年度の末日までとする。ただし、第10条の規定により登録の抹消を受けたときは、この限りでない。

(登録の更新)

第7条 前条の登録期間満了後も、引き続き登録を希望する登録団体は、登録期間満了の日の2月前から、あったか愛媛NPO応援基金団体登録更新申請書(様式第3号)を知事に提出することができる。

(登録の変更)

第8条 登録団体は、第3条又は前条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、速やかにあったか愛媛NPO応援基金団体登録変更届(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 変更後の登録の期間は、当初決定通知書に記載された期間の残存期間とする。

(登録要件の喪失)

第9条 登録団体は、第2条に規定する要件を失ったときは、速やかにあったか愛媛NPO応援基金団体登録抹消申出書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第10条 知事は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を抹消することができる。

- (1) 前条の規定により当該登録団体から登録抹消の申し出があったとき。
- (2) 第2条に規定する要件を失ったと認めたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (4) その他知事が必要があると認めたとき。

(調査)

第11条 知事は、その職員に、第3条若しくは第7条の規定による申請団体又は登録団体に対して、当該団体の承諾を得て、第4条の登録の決定又は前条の登録の抹消その他この要綱の実施に関して必要な調査をさせることができる。

(書類の公開)

第12条 知事及び登録団体は、第3条に掲げる書類を一般に閲覧させるほか、ホームページに掲載するなど積極的に公開し、当該団体の活動内容等を周知しなければならない。

2 前項の閲覧を行う場所及び時間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 知事 県民環境部 県民生活局 男女参画・県民協働課
月曜日～金曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く。)
8時30分～17時15分
- (2) 登録団体 団体の事務所又は団体が指定する場所
団体が指定する時間

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、団体の登録に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。